

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月まで

昭和 60 年 3 月から 61 年 3 月までの期間について、記録上では未加入期間とされているが、この期間については、それまで勤務していた事業所を退職した後、4 月に入って間もなく、A 町役場へ出向いて国民年金に加入する旨を申し出た。国民年金保険料の納付については、毎月決まった日に地元の住民が集会場に集まった際に、婦人会の担当者が保険料を集めており、私の保険料をその担当者に渡していた記憶があるので、申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻した昭和 56 年 8 月に払い出されており、申立人は、同年 4 月にさかのぼって強制加入被保険者資格を取得し、同年 8 月には任意加入被保険者資格を取得した上、同年 4 月から厚生年金保険被保険者資格を取得する直前の 58 年 6 月までの保険料を納付していることから、婚姻して以降は国民年金保険料を納付する意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続を行った時期や国民年金保険料の納付方法について具体的に記憶している上、申立期間前の別の地区における納付済期間中の納付方法との違いを明確に記憶しており、その納付方法について、それぞれの地区の住民に聴取したところ、申立人が主張している納付方法とほぼ一致しており、申立内容に不自然な点は見られず、申立人の主張どおり、昭和 60 年 4 月に町役場で国民年金の任意加入手続を行い、同月以降の国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月については、申立人が「60 年 3 月

29 日まで会社で勤務していたが、最後に勤務した日から国民年金の加入手続を行うまでには数日の開きがあった。」としていることから、同年3月中には国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認され、申立人は任意加入対象者であったことから、同年4月中に加入手続を行った場合、制度上、同年3月以前にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、同年3月の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から同年 12 月まで

申立期間前後を通して、A 市 B 区で病気のため入院していたので実家から母親に来てもらって、身の回りのことを任せていた。昭和 44 年 * 月に 20 歳に達したころ、入院や手術の費用がかさんだので、母親が、申立期間当時私が勤務していた事業所の事業主や民生委員の助言を受けて、入院費用の減免手続等をした際に、申立期間の国民年金保険料について納付してくれたか、少なくとも免除手続をしてもらった。保険料を未納のままにして放置することは考えられず、未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、私自身は病気療養や手術のため入院しており、実家から来た母親に入院費用の減免手続等を頼んでいたもので、国民年金に関する手続も母親が行ってくれた。」と主張しているところ、申立人の母親は、制度開始当初の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの保険料をすべて納付していることから、保険料納付に関する意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 12 月に払い出されていることが確認でき、当該時点では申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった上、申立期間直後の 45 年 1 月以降の保険料を現年度納付しており、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、申立人の母親は申立人の国民年金への加入手続を行うと同時期に、申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を平成5年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月30日から同年11月1日まで

私は、A社B営業所には、平成5年10月31日まで在籍し、同年11月1日からは、C社D支店で勤務した。

昭和59年4月にE社（現在は、C社）に入社し、グループ会社内で何度か転勤はしたが、現在に至るまで継続して勤務しているので、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された申立人に係る在籍証明書及び辞令書から判断すると、申立人は、C社（グループ会社であるA社を含む。）に継続して勤務し（平成5年11月1日にA社B営業所からC社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における平成5年9月の社会保険事務所（当時）の記録から26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、事務処理誤りがあった旨供述していることから、事業主から社会保険事務所へ申立てどおりの被保険者資格の喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成5年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの

の、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年5月25日から同年6月1日までの期間及び同年10月30日から同年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を同年5月25日に、同社C営業所における資格取得日に係る記録を同年10月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和43年5月25日から同年6月1日までの期間及び同年10月30日から同年12月30日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月16日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格取得日に係る記録を同年7月16日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和43年7月16日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年5月25日から同年6月1日まで
② 昭和43年7月16日から同年10月1日まで
③ 昭和43年10月30日から同年12月30日まで

A社には、昭和43年4月1日に入社し、平成14年3月31日に退職するまで継続して在籍しており、申立期間当時は、各地の工場等で新入社員教育及び研修を受けていた。

40年以上も前のことであり、手元に給与明細書等の書類は残っていないが、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①のA社D工場から同社B工場への異動日については、申立人の主張及び同僚の供述により、申立人を含めた同期入社と同僚は一斉に異動したと認められることから、申立人と同期入社と同僚の同社C営業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録から、昭和43年5月25日とすること、申立期間③の同社D工場から同社C営業所への異動日については、申立人の同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、「10/30転勤」と記載されていることから同年10月30日とすることが妥当である。

一方、申立期間②の異動日については、申立人及び前述の申立人と同期入社と同僚は、「当該期間は、A社C営業所に営業担当者が集まり、数か月の研修が行われた。」旨供述していることから、同社B工場から同社C営業所への異動日は昭和43年7月16日、同社C営業所から同社D工場への異動日は同年10月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人と同期入社で同社C営業所における同僚の社会保険事務所の記録から3万3,000円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の同社C営業所における同年12月の社会保険事務所の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び③について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は、厚生年金保険料を控除しており、納付もしている旨供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は前述のとおり納付した旨供述しているが、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及び申立期間前後の昭和43年7月1日から同年12月25日までの期間に、同社C営業所で被保険者資格を取得している被保険者の健康保険整理番号の欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、

その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る43年7月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年4月19日に厚生年金保険第3種被保険者の資格を取得し、27年2月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA炭坑における厚生年金保険第3種被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月19日から27年2月10日まで

私は、昭和26年4月にB社を退社した後、申立期間においては、父とともにA炭坑で勤務し、坑内での作業に従事した。

過去に、C県にあった5か所の炭坑で勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いのは、申立期間だけなので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含めて、C県の5か所の炭坑で勤務した期間は、転職に伴う移動のための数日間を除き、継続して勤務しており、A炭坑では、社宅である長屋に住み、父親と二人一組になって坑内作業に従事していた。」と主張しているところ、申立人のオンライン記録によると、申立人が複数の炭坑事業所で勤務していたとする昭和21年4月から37年6月までの間において、申立期間を除き、厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、同資格を再取得するまでの未加入期間はいずれも1か月以内である上、申立期間当時のA炭坑の同僚二人は、「申立人と申立人の父親らしき親子が同炭坑内で勤務していた。」、「同炭坑では、二人一組で坑内作業を行い、出稼ぎに来ていた人は、社宅である長屋に住んでいた。」とそれぞれ供述していることから、申立人の主張は信憑性が高く、申立人は申立期間当時、同炭坑で勤務していたことが推認できる。

また、申立人の父親と同姓同名で生年月日の「日」のみが異なる厚生年金保

険被保険者台帳が現存しており、同台帳には事業所名の記載が無いものの、申立期間の一部である昭和26年12月1日から27年2月5日までの期間において、第3種被保険者であったことが記載されているとともに、A炭坑を管轄するD社会保険事務所(当時)の名称が記載されていること、及び名字がこの地方では珍しいことなどを考慮すると、同台帳は申立人の父親に係る同炭坑における被保険者記録を記載したものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険第3種被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

一方、A炭坑を管轄していたD社会保険事務所は、昭和28年2月に火災により被災しており、現存する同炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿は、焼失したものを復元したものであるとされているが、当該被保険者名簿における健康保険整理番号には多数の欠番が見られる上、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得した者に係る同記号番号払出簿の被保険者氏名欄にも複数の空欄が見られることなどから、同被保険者名簿及び同記号番号払出簿については、完全に復元されたものではないと考えられる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和26年4月19日に厚生年金保険第3種被保険者の資格を取得し、27年2月10日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・天災等の大規模な事故により、被保険者に関する記録等が一部焼失したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定

できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 7 月 28 日

年金記録を確認したところ、A社での平成17年7月における標準賞与額が10万円とされていた。

当該期間に私は100万円の賞与をもらっており、当該賞与額に基づく保険料を控除されていたはずであるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成17年7月分の夏期賞与に対する所得税源泉徴収簿貼付用に記載された給与総額及び社会保険料等控除額から、当該月に申立人に支給された賞与の総支給金額は100万円であり、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、申立人が、申立期間において、同社から100万円の賞与が支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、記載誤りにより賞与額を10万円とする届出を行ったことを認めており、また、申立期間に係る標準賞与額決定通知書においても、標準賞与額が10万円とされていることから、事業主が賞与額を10万円として社会保険事務所(当時)に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年4月及び同年5月は2万2,000円、同年6月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から44年7月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から44年8月1日まで

年金記録について照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、昭和43年4月1日から44年8月1日までの期間の厚生年金保険の記録が無い旨の回答をもらった。

しかしながら、厚生年金基金の記録では、同基金加入員資格喪失日が昭和44年8月1日となっているので、申立期間においても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和43年4月1日にB企業年金基金(当時は、C厚生年金基金)に加入しており、同企業年金基金から提出された申立人の基金設立時加入員資格取得届、厚生年金基金加入員資格取得届、同基金加入員資格喪失届及び加入者台帳並びに同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の基金設立時加入員資格取得届、厚生年金基金加入員資格取得届、及び同基金加入員資格喪失届によると、申立人が昭和43年4月1日にA社で同基金加入員資格を取得し、44年8月1日に同基金加入員資格を喪失したことが確認できる。

さらに、B企業年金基金に照会したところ、「申立期間当時、基金設立時加

入員資格取得届、厚生年金基金加入員資格取得届及び同基金加入員資格喪失届は複写式の様式を使用しており、A社では、当基金に提出したものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出していたと思う。」との回答があった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年8月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B企業年金基金が保管する加入者台帳から、昭和43年4月及び同年5月は2万2,000円、同年6月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から44年7月までは3万円とすることが妥当である。

香川国民年金 事案 330

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納得できない。

A 市 B 町の C 寺内で養父が法律事務所を営んでいたころから、私自身は D に勤務していたが、国民年金に加入し、集金人を通じて毎月保険料を納付し、国民年金手帳に印紙を貼^はってもらっていた。その後、E 市、A 市 F 町及び G 市へ転居した。G 市では、国民年金の集金が無かったため保険料を納付していないが、A 市 B 町、E 市及び A 市 F 町に住んでいた昭和 42 年 3 月ころまでは保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 1 月に A 市で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部の期間の国民年金保険料については過年度納付となるが、申立人は、集金人を通じて毎月保険料を納付したとしており、当該保険料について過年度納付をしたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、E 市から A 市 F 町に転居した際に払い出されたものと推認され、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月以降の国民年金保険料を現年度納付により納付することは可能であるが、申立人及びその妻には、申立期間以外にも未納期間が長期にわたり存在する上、申立人及びその妻の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納得できない。

A 市 B 町の C 寺内で父が法律事務所を営んでいたころから、国民年金に加入し、集金人を通じて毎月保険料を納付し、国民年金手帳に印紙を貼^はってもらっていた。その後、D 市、A 市 E 町及び F 市へ転居した。F 市では、国民年金の集金が無かったため保険料を納付していないが、A 市 B 町、D 市及び A 市 E 町に住んでいた昭和 42 年 3 月ころまでは保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 38 年 1 月に A 市で払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部の期間の国民年金保険料については過年度納付となるが、申立人は、集金人を通じて毎月保険料を納付したとしており、当該保険料について過年度納付をしたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、D 市から A 市 E 町に転居した際に払い出されたものと推認され、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月以降の国民年金保険料を現年度納付により納付することは可能であるが、申立人及びその夫には、申立期間以外にも未納期間が長期にわたり存在する上、申立人及びその夫の保険料納付に関する記憶は曖昧であり、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成元年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成元年 12 月まで
国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納付できない。
昭和 62 年 9 月から勤めていた事業所を退職し、A として B 国に赴任した。A の訓練期間中に C 町の実家に国民年金保険料の納付書が社会保険事務所（当時）から送られてきたので、当時入院していた祖母が保険料を負担し、母が C 町の D 郵便局で保険料を納付したと聞いている。

第3 委員会の判断の理由

現在確認できる申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成 15 年 5 月 1 日であり、申立人がそれ以前に同資格を取得し、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できない。

また、申立期間について申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「社会保険事務所から送付された納付書により郵便局で国民年金保険料を納付した。」と供述しているところ、申立期間において現年度保険料の徴収事務は市町村が行っていた上、C 町が収納する保険料を郵便局で納付することはできなかったことが確認でき、申立内容と相違している。

さらに、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 13 日から 53 年 10 月 2 日まで
申立期間は、A組合において、重機等の運転手として働いていた。

40 年程前のことである上、現在、A組合自体が存在せず、また、当時のことを証明する資料も無いが、申立期間当時、子供の体調が悪く、健康保険証を使って通院していたことから、健康保険及び厚生年金保険に加入していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間当時、A組合において、厚生年金保険の被保険者記録の確認できる同僚の供述から、申立人が同組合で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 42 年 9 月 11 日から同年 12 月 31 日までの期間については、A組合以外の事業所において、雇用保険の被保険者記録が確認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、52 年 7 月の欄に「法免 52. 7 (89. II)」と記載されており、同月から法定免除となっていることが確認できる。また、申立人の同組合における雇用保険の被保険者記録は無い上、申立人の主張及び申立期間当時の同僚の供述からも、申立人の同組合における勤務期間を特定することができない。

さらに、申立期間当時の複数の同僚は、「申立期間当時、A組合の従業員で厚生年金保険に加入していたのは正社員のみであり、その他の従業員は、厚生年金保険には加入していなかった。」旨供述している上、そのうちの一人は、「申立期間当時、農家の人が農閑期に日雇いで働きに来ている人が多かった。申立人は、農家ではなかったが日雇いであったと思う。日雇いで働いている人は、日雇労働者健康保険に加入していたと思う。」と供述してい

るところ、申立人に係る日雇労働者健康保険被保険者台帳を見ると、申立人は、昭和 45 年 8 月 24 日に日雇労働者健康保険の被保険者手帳の交付を受け、申立期間のうち同年 10 月から 49 年 9 月までの期間、同健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人は、「昭和 42 年に生まれた長男は心臓が悪く、生後間もない時期から 2 年か 3 年の間、B の大学病院に通院していたので健康保険証はあったはずである。」と主張しているが、当該大学病院では 60 年以前のカルテ等は保存されておらず、申立人の主張する健康保険被保険者証の使用状況について確認できない。

また、A 組合の法人登記簿を見ると、同組合は平成 17 年 11 月 10 日に閉鎖していることが確認でき、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務期間及び申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについての供述及び関連資料を得ることができない上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月1日から同年10月2日まで
平成元年の春にA市に本社のあるB社のC工場がD県E町(現在は、F市)にでき、同年5月1日から同工場で正社員として働き始めた。
しかし、厚生年金保険の被保険者記録は平成元年10月2日からとなっているので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、少なくとも平成元年5月10日からB社C工場において、勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は申立期間を通して国民健康保険の被保険者であることが確認できる上、オンライン記録により、申立期間中は国民年金に加入し、平成元年4月に同年度分の国民年金保険料を前納した後に、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、同年12月14日に、同年10月から2年3月までの期間の国民年金保険料が還付されていることが確認できる。

また、申立期間当時のB社において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立期間当時、同社はA市に本社、G市及びD県E町に工場があり、これら3事業所の給与及び厚生年金保険の手続は、本社において一括処理されていたと推認できるところ、平成元年2月1日から申立人が同社で被保険者資格を取得している同年10月2日までの期間に同社で被保険者資格を取得している同僚のオンライン記録から、同社では、入社と同時期に同保険の被保険者資格取得手続を取っていたことがうかがえるが、その一方で、同社C工場の入社時期に関する供述を得られた同僚二人の厚生年金保険の被保険者資格取得日について、オンライン記録を見ると、当

該同僚は、いずれも申立人と同様に、取得日が入社から数か月経過した後になっており、このことから判断すると、申立期間当時、同社C工場においては、厚生年金保険の被保険者資格の取得に関して、他の2事業所とは異なる取扱いがあったと考えられる上、前述の同僚の一人は、「申立期間当時、年金には関心が無く、手取り額についても覚えていない。」と供述している。

さらに、B社本社は、「申立期間当時の古い書類はすべて処分しており、社長を含めて申立期間当時のことを覚えている従業員はいない。」と回答していることから、申立期間当時の関連資料及び同社C工場の厚生年金保険の取扱いに関する供述を得ることができない上、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 30 日から 47 年 4 月 15 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）へ照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、ハローワークの紹介で、A社（現在は、B社）に入社し、いろいろな現場で勤務した。当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社の事業主、同僚及び工事の現場を覚えていることから、申立人が、同社において業務に従事していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち連絡の取れた4人は、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間における勤務期間及び勤務実態についての供述を得ることができない。

また、A社において、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと主張している同僚7人のうち5人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が無いところ、同社の申立期間当時の事務担当者は、「当該5人は、当社が日々雇い入れていた労働者であり、手帳に印紙を貼っていた記憶がある。」と供述しており、当該5人は、日雇特例被保険者であったと思われることから、同社では、申立期間当時、必ずしも、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、B社の事業主の妻及び前述の事務担当者は、「当社には、社会保険に加入した者の記録はすべて有るが、その中に申立人の記録は無い。健康

保険整理番号にも欠番は無い。記録が残っていないということは、申立人が社会保険に加入していないということで、保険料は控除していない。」と供述している上、同社には、社会保険に加入した者の記録以外の資料は残っておらず、申立期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間を含む昭和39年8月1日から48年4月2日までの期間に、健康保険整理番号の欠番は無く、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。また、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月15日から30年8月25日まで

昭和55年に社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会した際に、申立期間について脱退手当金が支給済みとなっていることを初めて知った。しかしながら、30年8月にA社を退社した際に、脱退手当金を請求した憶えは無いので、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付記録欄には脱退手当金が支給決定されたことを示す記載がある上、申立期間の脱退手当金は、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内の昭和30年9月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間である厚生年金保険被保険者であった期間と申立期間後の同被保険者であった期間において、別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 478 (事案 351 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 3 日から 49 年 9 月 1 日まで
第三者委員会から、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとする通知書が届いたが、私は、社会保険事務所(当時)が事務処理を誤ったと思っているので納得がいかない。脱退手当金を請求したことも受け取ったことも記憶に無いため、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間当時の事務処理において、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在所持している厚生年金保険被保険者証に当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い上、脱退手当金の支給額に誤りは無く、A社B支店における申立人の厚生年金保険被保険者原票にも「脱・C」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなことから、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、社会保険事務所の事務処理に誤りがあると主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。